

献呈の辞

南部篤先生は、令和二年三月末付をもってご退職されます。ここに謹んで感謝の意を表し、本号を退職記念号として献呈いたします。

南部先生は、昭和五四年三月に日本大学法学部経営法学科を卒業後、同年四月に同大学大学院法学研究科博士前期課程、昭和五七年四月に同大学大学院法学研究科博士後期課程に進学されました。その後、昭和六二年六月に日本大学法学部助手として本学部に勤務されて以来、専任講師、助教授を経て、平成二四年四月に教授に就任されてから今日まで、三十三年もの長きにわたり日本大学法学部において研究、教育のみならず、大学行政においても数多くの功績を残してこられました。

南部先生は、ゼミナールの指導教員であった板倉宏教授の薫陶のもと、これまで租税犯罪、コンピュータ犯罪およびフランス刑法に関する諸問題について一貫して取り組んでこられました。とくにコンピュータ犯罪や情報犯罪に関しては、「フランスのコンピュータ犯罪と刑法」「情報、電子データと物概念の変容」「コンピュータ・ネットワークに関連する犯罪と刑事立法」など多くのご論稿を發表され、インターネットが構築される以前からネットワーク犯罪に対する刑事規制の必要性を論じておられることは正に慧眼というべきであり、情報犯罪に関するご研究は今後も一層注目されるべきものといえます。また、経済犯罪についても法人処罰のあり方から不正経理や詐欺などのテーマに

関して、精緻な理論を前提としつつも現実的な解決策を模索するような見解を展開されてきました。加えて、先生のご研究を振り返るときに重要なのは、フランス法との比較法学であり、学界の主流であるドイツ刑法に依りがちな議論とは異なる観点からの思索方法は、後進の亀鑑となるべきものといえるでしょう。

本学以外にも立教大学、大東文化大学、税務大学校などで教鞭をとってこられた先生は、多くの学生の教育指導にあたり、社会に有能な人材を輩出されています。基礎知識を解りやすく説かれながらも学生に対して常に主体的で能動的な思考を求めるといふ魅力ある方法で教育にあたっただけでこられたことから、先生の講義には多くの受講者が集まり、さらにそのお人柄ゆえにゼミナールは大変人気があり、法曹界をはじめ、様々な分野で活躍する有為な人材を数多く世に送り出してこられました。

南部先生は、大学行政においても極めて大きな功績を残されました。平成一六年四月に就職指導委員会の副委員長となられて以来、学生生活委員会副委員長などを歴任され、平成二五年四月に学生生活委員会委員長に就任され、その後、法学部人権委員会委員長、法学研究所長などの要職を務められました。また、平成二九年九月には、日本大学評議員の職に就かれて現在に至っています。これらご要職のなかでも特筆すべきは、学生生活委員会委員長を六年にわたって務めていただいたことであり、この間、先生に対する教職員と学生の信頼は揺るぎないものでした。先生のご指導とご尽力があればこそ、様々な課題を抱えながらも学生生活に関する本学部の運営は堅実かつ適正に行われてきたものといえます。さらに学生生活のみならず、先生の的確なご判断と高いご見識によって、本学部全体の運営をこれまで牽引し支えていただきました。

南部先生のご退職によって、本学部は精神的支柱を失うに等しいといっても言い過ぎではないでしょう。また、私

事にわたりますが、大学院以来親しくご指導いただいた先輩であると同時に、郷里の先達でもあります先生が大学を去られることに寂寞の感を強くします。

最後になりますが、南部先生には、今後とも後進に対して一層のご指導を賜り、本学の行方を厳しくかつ暖かく見守っていただきますようお願い申し上げますとともに、先生の益々のご活躍を祈念し、献呈の辞といたします。

令和二年三月吉日

法学部長 小田 司

